

フツガー家による騎士修道会領の地代請負い（「マエストラスゴ」）

諸 田 實

目 次

- 一 フツガー家によるスペイン王室への貸し付け
- 二 スペインの騎士修道会領と「マエストラスゴ」
- 三 フツガー家の「マエストラスゴ」
- 一 フツガー家によるスペイン王室への貸し付け

1 フツガー家とスペイン王室 フツガー家は一六世紀に国際的商業・金融業の世界で活躍した南ドイツ最大の商人である。⁽¹⁾ ツンフト手工業者から商人になり、ヴェネツィアとの遠隔地間商業およびティロールとハンガリーの鉱山業への進出に成功して産を成し、その財力をもとに、封建的権力者とりわけハプスブルク王家への高利貸し付けを盛んに行なうて、宗教改革時代のカトリック陣営の最大の資金源となった。ドイツ皇帝カール五世（スペイン王カルロス一世）の皇帝選挙、スペインの大航海、ドイツ農民戦争、ハプスブルク家とバロア家（フランス王家）とのイタリアの覇権をめぐる抗争、北アフリカやトルコのイスラム勢力との戦い、新教徒とのシュマルカルデン戦争、南ネーデルランド

表1 フッガー会社の決算

決算の年	資産総額(A)	負債総額(B)	B/A	営業資本(A-B)	スペインの貸付金(C)	C/A
1527	3,000,000	870,000	(29)	2,130,000	507,000	(16.9)
1536	3,811,000	1,770,000	(46.4)	2,041,000	1,066,000	(27.9)
1546	7,100,000	2,000,000	(28.2)	5,100,000	2,000,000	(28.1)
1563	5,661,393	5,399,188	(95.4)	262,205	4,500,000	(78.5)
1577	確実 6,558,059	6,537,355	(99.7)	20,704	5,000,000	(76.6)
	推測 7,802,965		(83.8)	1,265,610	5,800,000	(74.3)

の反乱（オランダ独立戦争）など、一六世紀に起こった世界史的事件の背後には、つねにフッガー家の資金が動いていた。リュトゲは、中世の遠隔地間商業のシステムはいわば「特権の集合体」としての商業システムであった、と述べているが、フッガー家の財力はこうした「特権の集合体」の商業システムを最大限利用して形成されたのであった。

フッガー家の財力とその影響力が強大であったのはヤークوپ二世（一四五九—一五二五）と甥のアントーン（一四九二—一五六〇）の二代の間であった。⁽³⁾ フッガー家は一四八〇年に、家の財産（不動産）を所有する「相続団体」（男女の相続人全体）と、この団体から委託されて営業を担当する「社員団体」（聖職者を除いた男子相続人）とを区別した。一四九四年という同族合名会社に組織を改め、その後、当主の交代するたびに社名を変更して——一五一一年から『ヤークوپ・フッガーと甥たちの会社』、一五三二年から『ライムント、アントーン、ヒロニムス・フッガー兄弟と従兄の会社』——営業を続けたが、その間、一五一一年、二七年、三六年、四六年、六三年、七七年と一〇年から一〇数年おきに決算を行なっている。

このフッガー会社の決算はエーレンベルクによって明らかにされているが、⁽⁴⁾ それをみると（表1を参照）、資産の総額が——資産の額から負債の額を差し引いた営業資本の額も——最大に達するのは一五四六年であり、それ以降は経営状態が急速に悪化していることが判る。すなわち、(一)、資産に対する負債の割合が一五四六年には二八・二％で

あったのに、一五六三年には九五・四％、一五七七年には九九・七％に増大し、したがって、営業資本は一五四六年の五一〇万グルデンから一五六三年には二六万グルデン、一五七七年には僅か二万グルデンと急減している。また、(二)、資産の内訳をみると、スペイン王室への貸し付け金が異常に増加している。すなわち、スペイン王室への貸し付け金は一五四六年の二〇〇万グルデンから一五六三年には四五〇万グルデン、一五七七年には五〇〇万グルデンに増加している。スペイン王室への貸し付け金の資産に占める割合は、一五四六年の二八・一％から一五六三年の七八・五％、一五七七年の七六・六％へと大幅に増加している。

このように、フッガー会社の経営は、初期の商業と鉱山業と高利貸し付けの三位一体的営業から、後期には封建的権力者への高利貸し付け、とりわけハプスブルク家のスペイン王室（カルロス一世、在位一五一六―一五六六年、フェリペ二世、在位一五五六―一五九八年）への貸し付けにいちじるしく偏り、このことが資産総額の増加にもかかわらずいわゆる不良債権の激増を招き、経営状態の悪化の大きな原因になったと思われるのである。

- (1) 諸田實『フッガー家の遺産』（有斐閣、一九八九年） 本稿は、「スペインの大航海の資金調達」〔『商経論叢』二八―三〇〕、「スペイン王室の銀行家」〔同誌、二九―一〕に続いて、「一六世紀の国際金融史における南ドイツとスペイン」というテーマの一連の研究の一部である。
- (2) F. Lüge, *Beiträge zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Gesammelte Abhandlungen*, 1970, S. 138.
- (3) ヤーコプ二世は父ヤーコプ・フッガーの一〇番目の子（七男）、幼時に聖界に入ったが、一四七八年から兄を助けて家業に携わり、兄の死後、一五一一年からワンマン的指導者としてフッガー家を一大同族企業に発展させ、「富豪ヤーコプ」と呼ばれている。アントーンはヤーコプ二世の兄ゲオルクの子、ヤーコプ二世の死後、その遺言によって家業を継ぎ、宗教戦争やフランス、対イスラムの抗争が続く動乱の時代にスペインのハプスブルク王室の後継となった。豪胆で積極的なヤーコプ二世に対して、アントーンは慎重な性格で、晩年はカトリック人文主義に近づき、営業の縮小を望んでいた。「商人の王」と呼ばれていた。
- (4) R. Ehrenberg, *Das Zeitalter der Fugger*, 2 Bde., 1896, Bd. 1, S. 122f., 132f., 144f., 173f., 182f.

2 「アシエント」と「フーロ」 フッガー家とスペイン王室との間に信用授受の太いパイプがあったことは、この

時代が国際金融史上「フッガー家の時代」と呼ばれている点からも明らかであろう。ケレンベンツはヤーコプ二世とアントーンの二代の間——一五一九年から一五六〇年まで——に、フッガー家がスペイン王室に貸し付けた金額は総計一、〇〇〇万ドゥカード（約一、四〇〇万グルデン）にのぼったと推定している⁽¹⁾。

この貸し付け金は大部分「アシエント」(asiento)と呼ばれる契約を結んで提供された。「アシエント」というのは、返済に当てる財源や利子率、支払の期日や場所を明記してスペイン王室と銀行家との間で結ばれた貸し付け⁽²⁾借り入れ契約である。西欧カトリック世界の守護者をもって任じていたハプスブルク家の皇帝カール五世（スペイン王カルロス一世）は、その世界政策（膨張政策）に必要な莫大な戦費を賄うために、イタリア人（特にジェノヴァ人）、スペイン人、南ドイツ人、ネーデルランド人の銀行家とアシエントを結んで巨額の——カルロス一世の治世中だけで二、八九〇万ドゥカード（約四、〇四六万グルデン）——借り入れを行なっていた⁽²⁾。フッガーとの間でもほとんど毎年のように、しかも年に数回も、アシエントを結んでおり、返済に必要な貨幣を借り入れるために新たなアシエントを結ぶ、というありさまであった。

このようなアシエントの締結による借り入れに際して、王室の側から銀行家に提供⁽¹⁾売却されたのが「フーロ」(Fuero)と呼ばれる国債（年金証書）であった。「フーロ」というのはスペイン王室が発行した国債（年金証書）のことで、購入者である銀行家は額面の八——一〇倍、のちには一四——一六倍の金額——この金額が貸し付け額に相当する——を支払っていた。王室は借り入れ金を支払ってこれを買戻すことができたし、また一方、銀行家は購入したフーロを売却することができた。フーロの償還のための財源には王領地の地代収入や王の特権にもとづく収入が当てられていた。要するに、土地所有に担保された公債（年金）で、この年金（＝地代）売買（Rentenkauf od. -verkauf）は、新大陸

から獲得した銀と並んで、スペイン王室の信用調達の重要な手段になった。フーロの発行は一五世紀に始まり、一六世紀に入ってカルロス一世の治世中に膨張の一途をたどり、一五四〇年代前半には通常の収入の実に六五%がフーロの償還に当てられていたということである。⁽³⁾

フッガーもアシエントを結んでフーロを購入していた。一例をあげてみよう。一五三三年フッガー会社のスペイン代理人であったホエルル（V. Hail）はジェノヴァの提督アンドレア・ドーリアの北アフリカ遠征の準備費用として一六万五、〇〇〇ドゥカード（六二一〇万マラベディ）をスペイン王室に貸し付け、それと引き代えに額面三八八万一二五〇マラベディ（約一万八〇ドゥカード）分のフーロを購入した。引き受けたフーロの額面価格は貸し付けた金額の一六分の一に相当する。 $(62,100,000 \div 3,881,250 = 16)$ ホエルルは購入したフーロのうち五万マラベディ分を三四年七月に八〇万マラベディ（一六倍）で売却し、さらに一〇万マラベディ分を同年一〇月に一六〇万マラベディで売却し、残りのフーロの売却を後任の代理人ヴァイラー（K. Weller）に委任し、ヴァイラーが何回かに分けて売却している。このときのフーロの償還の財源には「アルモハリファスゴ・マヨール」（スペイン南部の商業都市セビーリヤの関税）の収入が当てられていた。⁽⁴⁾

この例が示すようなやり方で、フッガーのフーロ購入（貸し付け）は一五二四年から五七年まで、三〇数年間にわたって続けられていた。スペイン王室が銀行家からアシエントを結んで借り入れた金額を返済するために、フーロの発行と売却が重要な役割を果していたことが明らかであろう。しかし、フーロを発行と売却して戦費を借り入れるといっても、王室がフーロを発行と売却するためにはフーロの償還を保証する見合った財源が必要であった。右にあげた例ではセビーリヤの関税収入が当てられていたが、「クルサーダ」（Cruzada, 十字軍税）や「セルビシオ」（Servicio, 特別上納金）などの臨時の収入が当てられることが多かった。⁽⁵⁾そして、フーロの償還の確実な、また貸し付けた銀行家に

とつても望ましい有利な財源として利用されたのが、カルロス一世の時代に国王の管理下に移された教会領からあがる収入、すなわち三つの騎士修道会領地の地代であった。本稿でとりあげる「マエストラスゴ」はこの騎士修道会領地の地代徴収の請け負いである。

- (1) H. Kellenbenz, Die Konkurrenten der Fugger als Bankiers der spanischen Krone, in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, 24, 1979, S. 81.
- (2) 諸田實「スペイン王室の銀行家」(『商経論叢』二九—)
- (3) J・H・エリオット、藤田一成訳『スペイン帝国の興亡』(岩波書店、一九八二年)二二九ページ。G. Parker, *The Emergence of Modern Finance in Europe 1500-1730*, in: *The Fontana Economic History of Europe*, vol. 2, p. 568. ちなみに、スペインでは王室(中央政府)以外の機関が発行した年金(公債)は「センソ」と呼ばれていた。
- (4) H. Kellenbenz, *Die Fugger in Spanien und Portugal bis 1560*, Bd. 1, S. 74, 143. ホェルルは南ティロールのポーツェン(ポルツァーノ)に生まれ、ティロールでフッガー会社に雇われ、その後アントウェルペンとリスボンで同じアウクスブルクの巨商ヘアヴァルトの代理商となった。一五二〇年代末から三〇年代半ばまで、W・ハラールとをうけて、ネーデルラントとスペインでフッガー会社の代理人をつとめた。A. a. O., S. 172. なお、「アルモハリファスゴ・マヨール」については諸田、前掲論文、五〇ページを参照。
- (5) フッガーが貸し付けと引き代えにフーロを引き受けた場合には、その返済のための財源として、以下で述べる「マエストラスゴ」(騎士修道会領地からの地代収入)のほか、「アルモハリファスゴ・マヨール」(セビーリヤの関税)、「セルビシオ」(特別上納金)、特定地域の「アルカバラ」(売上税)の収入が指定されるケースが多かった。

二 スペインの騎士修道会領と「マエストラスゴ」

1 騎士修道会領と王室への管理移管 イベリア半島に生まれた最初の騎士修道会は一一五八年に創設された「カ

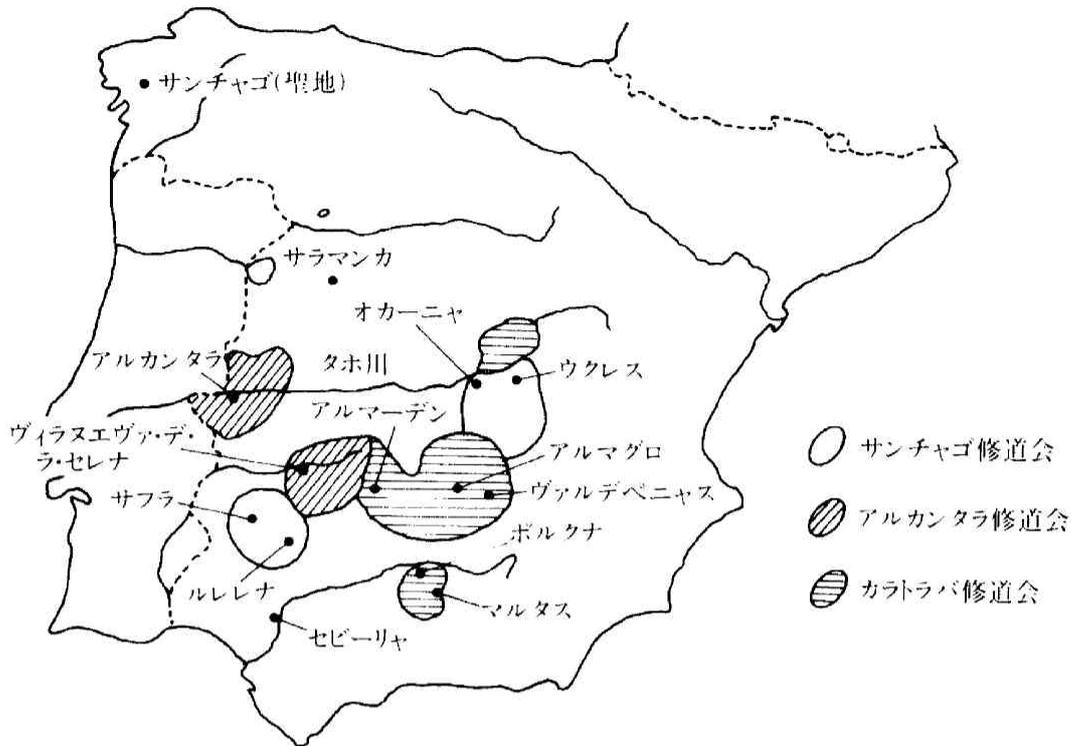
ラトラバ修道会」(Orden von Calatrava)で、モリスコ(イスラム)の攻撃を防ぐためであった。これに続いて、ポルト

ガルとの国境に近いレオン地方のエストウレマドウラに、サラマンカ地方の騎士によって「サン・ジュリアン・デル・ペレイロ修道会」(Orden von San Julián del Pereiro) が創設された。この修道会は、一二一三年にモリスコの手から取り返したアルカンタラの町をレオン国王アルフォンソ九世から遺贈されたので、この機会に「アルカンタラ修道会」(Orden von Alcántara) と改名した。もう一つ、一二七〇年にイスラム教徒との戦いと聖地サンチャゴ・デ・コンポステラへ向かう巡礼者の保護という目的で、カセレスに「サンチャゴ修道会」(Orden von Santiago) が創設された⁽¹⁾。

騎士修道会は国土回復運動^{レコンキスタ}の過程で大きな役割を演じたが、一四九二年にグラナダが陥落してこの目的が達成された頃から、その領地を国王の管理下に移してスペイン王室に奉仕する、という新しい役割を果すようになった。その経過は次のようである⁽²⁾。まず、一四八七年にカラトラバ修道会の第三〇代総長 (García López de Padilla) が死去した時、この修道会の参事会は後任の総長を選ばず、翌年、教皇がカトリック両王 (アラゴン国王フェルナンドとカスティール王国王イサベラ) を修道会の管理者に任命した。次にアルカンタラ修道会の場合は、一四九四年に最後の総長 (Juan de Zúñiga) がその領地をサラマンカ司教に譲渡し、司教が一五〇四年にセビーリヤ大司教 (枢機卿) となって死去した時に王室に管理が移った。最後にサンチャゴ修道会の場合には、第四〇代総長 (Don Alonso de Cárdenas) が一四九九年に死去した時、教皇インノケンティウス八世とアレクサンドロス六世の勅書が下されて、この修道会の管理もカトリック両王の手に移された。

三つの修道会の管理者になったカトリック両王のうち、イサベラが一五〇四年に死去したので管理はフェルナンドに移った。一五一六年にフェルナンドが死去した時、カラトラバ修道会では参事会騎士の間で新しい総長を選ぼうという声も出たが、カスティール政府の依頼を受けて枢機卿ハドリクス (カルロス一世の幼少時代の師、のちの教皇ハド

図1 騎士修道会の領地



リアヌス六世)が騎士を説得して、スペインの王位を継承したカルロスを管理者に選んだ。他の二つの修道会もこれにならいい、こうしてカルロスが三つの修道会の管理を掌握することになった。一五二三年五月四日の教皇ハドリアヌス六世の勅書によって、騎士修道会領の王室への移管の一連の措置は最終的に確認された。

(1) 騎士修道会の領地は新カスティーリャとエストゥレマドゥラを中心に、スペイン各地に広く分散していた(図1を参照)。小さな領地片を除けば、カラトラバ修道会の領地はアルマグロ(管理の中心)、ヴァルデベニャス(ぶどう酒の町)、アルマーデン(水銀鉱山)などのある中央部分(Campo de Calatrava)と南の部分(マルタス、ボルクナを中心とする Partido Andalusián)、およびマドリッドの東の部分から成っていた。アルカンタラ修道会の領地はアルカンタラ(修道会の所在地)のあるエストゥレマドゥラの領地とその南東の領地(中心はヴィラヌエヴァ・デ・ラ・セレナ)から成っていた。サンチャゴ修道会の領地はウクレス(修道会の中心)やオカーニャ(経済の中心)のあるタホ川上流の南側の領地、ルレレナやサフラのある南部の領地、それに北部のポルトガルとの国境に近い領地から成っていた。

(2) 王室への管理移管の経緯と修道会の管理機構については、H. Kellenbenz, *Die Fuggerische Maestrazgopacht (1525-1542)*.

Zur Geschichte der spanischen Ritterorden im 16. Jahrhundert, 1967, S. 2f.; ders., Die Fugger in Spanien und Portugal bis 1560, S. 263f.

2 「マエストラスゴ」(騎士修道会領地の地代徴収の請け負い) 「マエストラスゴ」(maestrazgo)とは、本来、騎士修道会の裁判権が及ぶ領域を表わすスペイン語である。したがって、騎士修道会の所領といってよい。この所領から修道会が徴収する地代は、一三世紀後半頃から、総長の「メサス」(mesas, 食卓の語義)つまり総長の生活に当てる分と修道会の騎士の生活に当てる分とに分けられるようになった。カラトラバ修道会の場合には総長ドン・ファン・ゴンサレスの時にこの修道会領の地代が総長と騎士の間で折半された。そのうち総長に帰属する部分が「メサ・マエストラル」(Mesa Maestral)と呼ばれ、修道会の騎士の生活に当てられる残りの部分が「エンコミエンダ」ないし「コムトライ」である⁽¹⁾。

修道会は特権の獲得や寄進の受け入れによって、このメサ・マエストラル(総長に帰属する地代収入)をいちじるしく増加させた。一四八五年にアルフォンソ・グチエレス⁽²⁾が、修道会所領の王室移管についてカラトラバ修道会の総長と話し合うように、カトリック両王から依頼された時、修道会参事会は修道会の土地を使いつくしたり、売却したり、譲渡したりしないという条件でこれに同意している。しかし、この同意条件は、のちに国王カルロス一世に包括的な権限が与えられたために守られず、修道会領地の地代は賃貸され、所領の一部が売却された。マエストラスゴ(騎士修道会領地)の地代徴収の請け負いの対象になったのは、修道会の領地からあがる地代(施設や用益権の賃貸料を含む)のうち総長に帰属する分(メサ・マエストラル)で、通常、マエストラスゴと言う場合にはこの分を指すようになった。

マエストラスゴの収入は、所領内に定住する者が納付した永久地代と所領地から生ずるすべての収入の十分の一税

からなっていた。一六世紀には地代収入は貨幣地代と現物地代で、これに対して十分の一税は穀物（小麦、ライ麦、大麦）、ぶどう酒、オリーブ油などの現物が多かった。修道会領には広大な放牧地域（デヘサス、Dehesas）も含まれていた。サンチャゴ修道会はレオン地方に一八の放牧地域をアルカンタラ修道会は五〇以上の放牧地域を、カラトラバ修道会もいくつかの放牧地域をもっていた。これらの放牧地域には放牧地ばかりでなく、木材（燃料用材、かしわ、コルクがし）を提供する林、狩猟場や漁獲場、塩泉（塩鉱）、水銀（辰砂）鉱山、それに種々の工業施設（水車場、縮絨場、石けん製造場、倉庫など）も含まれていた。

このように、広大な地域に農地、放牧地、狩猟・漁獲場、鉱工業施設が散在する修道会の領地管理には大変な手間がかかったので、王室の管理に移管する以前から、総長はしばしば所領の管理と地代の徴収を業者に請け負わせていた。国王フェルナンドの時からこの請け負いが固定的な制度になった。フェルナンドの治世中に最初の請け負い人になったのはペドロ・ディアス・デ・ラ・カバレリア（Pedro Diaz de la Caballeria）とアロンソ・グチエレス（Alonso Gutiérrez）で、前者は一五一一年にアルマーデンの水銀鉱山の賃借人になり、後者は一五一六年にカラトラバ修道会領の収入を請け負った⁽³⁾。グチエレスはさらに一五一九年に王室の尚書、会計官、主馬頭しゅまのかみと協約を結んで、一五一九年から二二年までの三年間カルロスの宮廷費用に当てるために毎年二〇万ドゥカードを支払い、それと引き代えに、三つの修道会領のマエストラスゴのうち貸し付け金額に相当する分が彼に割り当てられることになった。修道会領の収入で足りない場合には、同じ期間中にインディアス（スペイン領アメリカ）から到着する金その他の商品が当てられることになっていた⁽⁴⁾。このようにして、銀行家が王室に前貸しした金額に対する返済の保証としてマエストラスゴ（修道会領地からの地代収入）が当てられるやり方が始まった。

グチエレスが年二〇万ドゥカードという巨額の貸し付け金をどのようにして調達したのか、銀行家としての彼の経

歴はよくわからない。恐らくグチエレスの背後に、マドリッドのフォスメディアノス家（Vozmedianos）やアルマーデンの水銀取引に関心をもつイタリア人など、数人の銀行家がついていたのではないかとケレンベントツは推定している。⁽⁵⁾

カルロス一世が修道会領の管理者としてその収入の永代処分権を獲得した時から、マエストラスゴはアシエントを結んで借り入れた貨幣を返済する王室の財源として、重要な役割を果たすことになった。⁽⁶⁾ そうして当然、カルロスに貸し付けていた南ドイツの銀行家にとっても、地代収入（土地所有）という確実な担保のついたマエストラスゴの請け負いは関心事となった。

- (1) H. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht (1525-1542)*, S. 3.
- (2) このグチエレスのちに出てくるグチエレスと同一人物であるかどうかは不明である。
- (3) H. Kellenbenz, *a. a. O.*, S. 4.
- (4) H. Kellenbenz, *a. a. O.*, S. 5.
- (5) H. Kellenbenz, *a. a. O.*, S. 5.
- (6) 騎士修道会領の管理が王室に移管されて以後、マエストラスゴから獲得した王室の収入は、グチエレスの評価によれば、カルロス一世の治世の初期に一三万三、〇〇〇ドゥカード、末期（一五五〇年代）に一七万六、〇〇〇ドゥカードであった。これに対して、同じ時期のスペイン王室の年間収入（スペインの分）について、ケレンベントツは初期に約一〇〇万ドゥカード、一五四〇年代に一五〇万ドゥカードを越えていないと述べ、エリオットは約一〇〇万ドゥカード、一五四二年以後に一五〇万ドゥカードと述べている。したがって、マエストラスゴからの収入は王室の収入の一〇—一五％程度であったのではないかと推定される。諸田實「スペイン王室の銀行家」五三ページ。

三 フッガー家の「マエストラスゴ」

- 1 最初の地代徴収請け負い フッガー家は一五二四年二月にスペイン王室と契約を結んで、一五二五年から一七

年までの三年間、騎士修道会領地の地代徴収を請け負った。これがフッガー家による最初のマエストラスゴであるが、一五一九年の皇帝選挙から最初のマエストラスゴにかけての数年間は、フッガー家にとってもスペイン王室にとっても「運命の岐路」ともいふべき重要な時期であった。

一五一九年のドイツ皇帝選挙に際してフッガー家の当主ヤーコプ二世は、候補者の一人であるスペイン国王カルロス一世に対して、選挙費用八五万二、〇〇〇グルデンのうち六割余に当る五四万三、五八五グルデン三四クロイツァーを貸しつけて、カルロスの皇帝即位を助けた⁽¹⁾。これがフッガー家のスペイン王室に対する最初の多額の貸し付けである。この貸し付けは、フッガー家がこれまで行なってきたテイロールの君主ジグスマント大公や先代のドイツ皇帝マクシミリアンへの貸し付けにくらべて金額が遙かに大きかったばかりでなく、「銀買い」や「銅買い」のような確実な担保をとらず⁽²⁾、返済の保証がカルロス(スペイン王室)の約束だけという、およそ商売の常道を無視した貸し付けであった。結局、これをきっかけにフッガーはスペイン王室との泥沼のような関係にはまりこんでいくことになる。

フッガー家の資金援助によってカルロスがドイツ皇帝に就任すると、ヤーコプ・フッガーは早速、貸し付け金の返済を求めた。この交渉ははかどらず、ヤーコプは皇帝がドイツを訪れる機会を待っていた。一方、一五一六年にスペイン王位に就いたカルロスは、翌一七七年秋にフランドルからスペインへお国入りしたが、コムネーロス(都市住民)やヘルマニア(兄弟団)の叛乱でスペイン国内が騒然としたために一五二〇年五月にスペインを離れた⁽³⁾。そして、宗教改革運動が拡がりを見せていた一五二一年に帝国議会に出席するためにライン河畔の司教都市ヴォルムスを訪れた⁽⁴⁾。この時、フッガー家の代理人がスペイン王室の財政顧問官と折衝しているが、五月四日に、選挙費用その他でフッガーが貸し付けた金額が利子を含めて六〇万グルデンと計算され、そのうち四〇万グルデンを鉱山収益によって、残りの二〇万グルデンをスペインの収入によって返済することで合意された。この結果、フッガーは二〇万グルデンと

いう巨額の貸し付け金を遠く離れた異文化の国スペインで回収しなければならぬという困難な問題を背負いこむことになった。ポエルニッツはこの一五二一年のヴォルムスの契約を「フッガー会社の運命の悲劇的な転回点」になったと述べている。⁽⁵⁾

しかし、ティロールの鉦山収益からの返済は遅々として進まず、一五三〇年に残額は一一万二、〇〇〇グルデンであった。スペインの収入からの返済も滞っていた。コムネーロスの叛乱に際して運動の指導者が掲げた五項目の要求の中に、スペインからの貨幣の持ち出しの禁止の要求が含まれていた点からも、⁽⁶⁾外国人の大臣を引き連れて乗りこんできた外国育ちの国王（カルロス一世）が外国商人（フッガー）からの借金を返済するためにスペインの富を費消することに対する、民衆の不満が推察される。一五二三年春、ヤーコプは皇帝選挙におけるフッガーの貢献を強調し、貸し付け金の返済を求める有名な手紙を書いた。⁽⁷⁾この手紙は四月二四日にヴァリャドリッドでカルロスに手渡された。スペイン王室の国庫責任者の計算では、フッガーに対する王室の債務は一九万八、一二一ドゥカード三〇八マラベディであった。この返済方法に関する交渉がヴァリャドリッドでフッガーの代理人G・ライイングと王室の責任者との間で続けられ、結局、王室の債務を騎士修道会領地の地代収入によって返済するために、一五二五年から二七年まで三年間、修道会領地の地代の徴収をフッガーが請け負うことになった。

一五二四年二月二八日、ヴィトリアでフッガーの代理人G・ライイングとC・デ・アロの両名と王室の代表者との間で契約が締結された。⁽⁹⁾フッガーが請け負った地代は年一三万五、〇〇〇ドゥカード（約五、〇〇〇万マラベディ）で、フッガーはこれを一括前納した。以前の請け負い人グチェレスの場合には請け負い人の報酬は年一七〇万マラベディ（約四、五〇〇ドゥカード）であったが、フッガーの場合には年二二〇万マラベディ（約五、九〇〇ドゥカード）と評価され、条件が良くなっていた。請け負い期間はサンチャゴ修道会領とアルカンタラ修道会領は二五年一月一日から、カラト

ラバ修道会領とレオン地方の放牧地は二五年のミカエル祭(九月二九日)からであった。領地の地代収入によって支払われる王室の債務には、フッガーに対する未済の債務ばかりでなく、ヴェルザー家、F・デ・ヴァリヤ、C・デ・アロなどの商人に対する債務も含まれていた。

フッガーに譲渡された収入は三つの修道会領地の貨幣地代と穀物地代、放牧地からあがる収入のうち総長に帰属する分、その他で、穀物地代は毎年八月の聖母昇天祭に査定された価格で計算された。フッガーは修道会領が散在する各地に地代徴収を管理する代理人を置かねばならず、また、請け負った地代を間違いなく納付したことを証明する公証人の作成した認証謄本を、毎年ミカエル祭の日までに提出しなければならぬ。放牧地の収支計算についてはメスタ(大牧羊業者組合)の評議会に勘定を提出する。領地内の水車場、縮絨場の設備の補修は自費で行ない、ぶどう酒樽、小舟、家屋、宿屋、その他の施設、水銀の鋳床は請け負い期間の終了時まで良い状態で保全する。放牧地や鋳山には番人をつける。穀物地代を運ぶ運搬具と倉庫は修道会のもので使用してよいが、それ以外に必要なものは自費で調達する。以上は契約書の細目であるが、こうした契約条件からも判るように、遠く離れた外国での領地管理の困難のために、管理の実際はいままでの請け負い人であるグチエレスに依頼せざるを得なかつたようである。⁽¹⁰⁾

フッガーが徴収を請け負った地代一三万五、〇〇〇ドゥカードのうち、王室の評議会員、修道会管区長、修道会騎士の給与分の三万五、〇〇〇ドゥカードを差し引いて、残りの一〇万ドゥカードがフッガーに対する返済に当てられ、フッガーは請け負い期間の終了時に決算を修道会の責任者に提出することになっていた。返済が遅れた分として別に三万ドゥカードの延滞金がフッガーに認められたので、フッガーの債権は二二万八、一二二ドゥカード(約八、五五〇万マラベディ)になった。領地の収穫物のうち住民の必要を超える分の穀物については、請け負い人はこれを海路または陸路で自由に輸出することができた。輸出先はむろんキリスト教国に限られていたが、余剰穀物の販売が認められ

ていた点が商人にとってマエストラスゴの最も魅力的な点であった。

- (1) 一五一九年の皇帝選挙へのフッガーの関わりについては、R. Ehrenberg, *Das Zeitalter der Fugger*, Bd. 1, 1896, S. 100ff.; G. F. von Pölnitz, *Jakob Fugger*, Bd. 1, 1949, S. 418ff.; H. Kellenbenz, *Die Fugger in Spanien und Portugal bis 1560*, Bd. 1, S. 62 ff.; 諸田實『フッガー家の遺産』七〇ページ以下を参照。
- (2) 「銀買」(Silberkauf) と「銅買」(Kupferkauf) については、諸田、前掲書、五四、五五ページを参照。
- (3) J. H. エリオット、藤田一成訳『スペイン帝国の興亡』(岩波書店、一九八二年)、江村洋『カール五世』(東京書籍、一九九二年)第二、三章。
- (4) カトリック世界の守護者をもって任じていたカルロスと、敬虔なカトリック教徒であったヤコブの両者が直面していた問題の一つは、宗教改革の勃発であった。ルターは一五一七年秋にウィッテンベルクで『免罪符の効力にかんする九箇条の提題』を公表し、翌一八年秋にアウクスブルクのフッガー邸で教皇の使節と会見、一九年六月にライプツィヒでエック教授と公開討論を行なった。二〇年には三大宗教改革論文を書き、教皇からの破門状を焼きすてている。一五二一年にヴォルムスで開かれた帝国議会に召喚されたルターは、フスのように焚殺される恐れがあるから出席を見合わせるように忠告した友人に「たとえ屋根の瓦の数ほど悪魔が居るともヴォルムスには行かねばならぬ。フスは焼かれても真理はかれとともに焼かれぬ」と答えた、ということである。ルターはヴォルムスの議会で自説の撤回を断つたために法の保護外におかれ、ヴォルムスからの帰り道にザクセン侯に保護され、ヴァルトブルク城で聖書のドイツ語訳を行なった。諸田實『ドイツ初期資本主義研究』(有斐閣、一九六七年)三九、四〇ページ。
- (5) G. F. von Pölnitz, *Die Fugger*, 1970, S. 140. ちなみに、この時ヴォルムスへ行つてカルロスと会うか否か、ヤコブは考えあぐねたすえ、結局、自分が行かず甥(長兄の息子)のウルリッヒを信頼する代理人(W・ハラールとL・モイティンク)といっしょにヴォルムスへ行かせた。なお、カルロスは翌三二年にロンドンに立ち寄つてイギリス国王ヘンリー八世と会ったのちスペインへ帰国したが、フッガーはその帰国の旅費を用立てている。
- (6) H. Kellenbenz, *a. a. O.*, S. 66; R. Ehrenberg, *a. a. O.*, S. 109.
- (7) R. Ehrenberg, *a. a. O.*, S. 111f. 諸田、前掲書、三二ページ。前年の一五二二年には帝国議会がフッガーなど大会社の独占を非難し、「資本金は最高五万グルデン、支店は三か所まで」に制限することを決議している。この時、アウクスブルク市などの商人はスペインのカルロス(皇帝カール五世)のもとへ赴いてこの決議の不当を陳情し、カルロスはこの決議の承認を拒否し

た。翌二三年九月にはフッガーなど大商人に対する裁判を中止させる「激しい書翰」を送っている。諸田、前掲書、二九、三〇ページ。

(8) ライニング (Georg od. Jörg Reining) は南ドイツの商工業都市ウルムの上流市民の家に生まれた。母はアントーン・フッガーの母の妹で、ライニングとアントーンはいとこの間柄であった。一五二二年三月からスペインでのフッガーの営業の会計責任者になったが、それ以前からデ・アロと交友があったようである。デ・アロ (Cristóbal de Haro) はブルゴス出身の商人で、一五〇五年からリスボンで商業と金融業を営なみ、フッガーなど南ドイツの商人と接触していた。ポルトガル人の水先案内人マゼランをスペインへ引き抜いてマゼランの世界周航を実現させた演出者でもある。香辛料の獲得でポルトガルに遅れをとったスペインの王室は、西回りのモルッカ大航海を計画し、マゼラン (一五一九年出航)、ニーニョとデ・アヴィラ (一五二〇年出航)、デ・ロアイサ (一五二五年出航)、カボット (一五二五年出航)、デ・ガルシア (一五二七年出航) の船団を派遣した。これらの船団の派遣にはスペイン人の資金だけでは不足していたので、一五二二年二月一〇日に勅令を発して大航海への外国人の参加禁止を解除した。この勅令はフッガー家の資金の利用を念頭において出されたといわれている。H.Kellenbenz, a. a. O., S. 168, 169; 諸田「スペインの大航海の資金調達」一一七ページ以下。

(9) この契約は H.Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht (1525—1542)* の付録一に収録されている。その内容の説明は A. a. O., S. 6-9; ders., *Die Fugger in Spanien*, Bd. 1, S. 245-248.

(10) グチエレスは彼の請け負い期間の終了後カラトラバ修道会の会計責任者になっていた。

2 その後の請け負い フッガーによる最初の請け負いは一五二七年末に終了した。そのあとは多くの請け負い希望者が名乗りでた。カルロスの秘書 J・デ・フォスメディアノ (Juan de Vozmediano) とジュノヴァ人がこれまでよ

り高値をつけ、カルロスの弟フェルディナンドもスペインの代理人 M・デ・サリナス (Martín de Salinas) を使って請け負いに動いた。皇^{フェルディナンド}弟の背後にはアウクスブルクの豪商ヘーヒシュテッターがついていて、請け負い地域内のアルマールデン水銀鉱山を手に入れて水銀の独占を狙っていた⁽¹⁾。結局、フォスメディアノが管理責任者となって、エヒ

ンガーとイタリア人グループが共同で落札した⁽²⁾。請け負い額は年一四万四、〇〇〇ドゥカード（約五、四〇〇万マラベディ）で、フッガーの場合より九、〇〇〇ドゥカード（約三三七万五、〇〇〇マラベディ）高かった。期間は一五三二年末まで五年間である。

一五三三年から三七年までの五年間はアウクスブルクのヴェルザーが請け負い額年一五万二、〇〇〇ドゥカード（約五、七〇〇万マラベディ）で請け負った。この時の契約によると、⁽³⁾ヴェルザーは請け負い額（五年分）のおよそ三割に当る三〇万七、〇〇〇グルデン（約二万ドゥカード）をドイツでスペイン王室に対する債権者に支払い、残額をスペインで渡すことになっていた。

一五三八年から四二年までの五年間は再びフッガーが請け負い人になった。その経緯は次のとおりである。当時、カルロスは地中海の安全を脅かす北アフリカのイスラム勢力の討伐を企図して、その準備を進めていた。⁽⁴⁾そして、一五三五年二月マドリッドでフッガーの代理人K・ヴァイラーと六〇万ドゥカード（約二億二、五〇〇万マラベディ）という巨額のアシメントを結んだ。これは、経常支出を別にすれば、フランス国境のルシロンと北アフリカの要塞構築の費用に当てるため、ヴァイラーは翌年五月までの数回の大市でこの金額をカルロスに支払い、その返済に修道会領地からの地代収入を当てるというものであった。翌三六年九月に正式に五年間の請け負い契約が結ばれた。条件は前回のヴェルザーの場合と同様で、利子は一四％である。これはフッガーにとって最大の取引であった。ヴェルザーとジェノヴァ人がフッガーより高値をつけたが、王室の財政が逼迫して緊急に貨幣を必要としていたために、留守を預かる王妃がフッガーとの契約締結を命じた⁽⁵⁾ということである。

フッガーの請け負い期間が終りに近づく、財務会議（王室）は次の請け負いの条件をこれまでより王室に有利になるように変更しようとした。鉱山経営や余剰穀物の販売によって請け負い人が獲得していた利益を吸い上げよう、と

いのである。この時も請け負いの希望者は多かった。フッガーはこれまでと同じ条件で継続することを望んでいたが、その他、ブルゴスの商人J・デ・サラマンカ (Jerónimo de Salamanca) が早くから名乗りをあげ、ヴェルザー、ジェノヴァ人のP・デ・ネグロ (Pantaleo de Negro)、ヴァリャドリッドの商人P・ゴンサレス・デ・レオン (Petro González de León) なども請け負いを狙っていた。

入札期限の一〇月三日までに最高値をつけたのはゴンサレスで、六、四七五万マラベディ (約一七万ドゥカード) であった。しかし、王室は彼の資金力と信用を心配して、期限を一二日間延長した。王室としては、資金力のある南イツ商人にこれまで以上の条件で請け負わせたかったようである。フッガーの側では一〇月七日にクリストフ (アントンの甥) がこれまでどりの条件で——但し前納金一〇万ドゥカードを無利子で支払う——請け負うという手紙を修道会の会計責任者に送った。修道会の要請をうけて、財務会議は再度フッガーとゴンサレスの両者について条件を秤量した上で、ゴンサレスと交渉に入った。ゴンサレスはフッガーより三万一、〇〇〇ドゥカード高い値で請け負い、第一回目の前納金五万ドゥカードを即座に支払うことを約束した。その結果、一五四三年から四六年までの四年間は、フッガーに代ってゴンサレスが請け負うことになった。⁽⁶⁾

ゴンサレスの請け負いについて二点だけ補足しておく、第一に、ゴンサレスが請け負った三修道会領のうち、彼自身が管理したのはサンチャゴ修道会の領地だけで、アルカントラ修道会の領地はA・デル・リオ (Anton del Rio)、カラトラバ修道会の領地はM・デ・マドリッド (Marcos de Madrid) が管理するという形で、実際にはスペイン人の商人が三人で請け負っていた。第二に、ケレンベンツの推定によると、デル・リオの背後にはメスタの利害が、デ・マドリッドの背後にはマドリッドの有力者があり、さらに、ゴンサレス自身の財務会議の有力者とのつながりがある⁽⁷⁾。といったのではないか、ということである。

表2 マエストラスゴの請け負い人と請け負い額
(1525-1558 年間)

請け負い期間	請け負い人	請け負い額
1525-27	フッガー	5,000万M (13.5万D)
1528-32	エヒンガーと イタリア人グループ	5,400万M (14.4万D)
1533-37	ヴェルザー	5,700万M (15.2万D)
1538-42	フッガー	5,700万M (15.2万D)
1543-46	ゴンサレス	6,475万M (17.3万D)
1547-50	フッガー	6,100万M (16.3万D)
1551-54	ゴンサレス	6,512万M (17.4万D)
1555-58	デ・クリエルほか	6,631万M (17.7万D)

一五四七年から五〇年までの四年間は、競争相手を抑えてまたフッガーが請け負った。フッガーの代理人がつけた値は六、一〇〇万マラベディ(約一六万三、〇〇〇ドゥカード)、前納金一六万二、〇〇〇ドゥカード、利子六%で、これは次の点を考慮すると、ゴンサレスの場合より王室に有利であった。すなわち、王室は放牧地を切り離して別個に請け負わせて収入の増加を目論んでいたため、フッガーは放牧地について一、三二二万マラベディ(約三万五、〇〇〇ドゥカード)、前納金七万ドゥカード、利子八%で請け負ったのである。⁽⁸⁾

フッガーによるマエストラスゴ請け負いはアントーンの時代にはこれが最後だった。フッガー家の内部では、請け負いの継続を望む者もいたが、当主のアントーンはその中止を考えていた。フッガーの請け負いの終了後、一五五一年から五四年までの四年間は再度ゴンサレス・デ・レオンが六、五二二万八、七五〇マラベディ(約一七万三、七〇〇ドゥカード)で請け負い、次の一五五五年から五八年までの四年間は、アルマーデンの鉱山と放牧地を除いて、スペイン人の商人が六人で六、六三二万二、五〇〇マラベディ(約一七万六、八〇〇ドゥカード)で請け負った。

(1) 諸田『フッガー家の遺産』九〇ページ、同「スペイン王室の銀行家」五七ページを参照。

(2) この契約はケレンベントの前掲書の付録二に収録されている。エヒンガーはヴェルザーの代理人、イタリア人グループはベルガモ出身のマフェオ・デ・タクシス、ジェノヴァ出身のファン・パウチスタ・デ・グリマルディ、同じくエステバン・リキオ、ミラノ出身のカスパル・ロトゥウロであった。

(3) この契約はケレンベントの前掲書の付録三に収録されている。

(4) カルロスは一五三三年の冬をカステイリヤ(トレド)で送り、三四年夏にセゴビア、アビラ、サラマンカを経てヴァリヤドリッド、パレンシアへ到着、秋から冬をマドリッドで過ごした。三五年春バルセロナに着き、ここでアフリカ遠征の準備を進めた。五月末にバルセロナを発ってアフリカへ向かい、七月にラ・ゴレッタ要塞とチュニス(の町)を占領した。この時、チュニスでは皇帝軍の傭兵が三日三晩にわたって乱暴狼藉の限りをつくしたといわれている。江村、前掲書、第三部、第三章を参照。なお、エーレンベルクによれば、一五三六年はスペイン王室の財政悪化の過程の第一の画期であった。

(5) この契約はケレンベントの前掲書の付録四に収録されている。この時、国王はもっと高い請け負い額をつける猶予期間を短縮し、その代わりにフッガーは二〇万ドゥカードを一五三六年中に二回に分けて前払いした。

(6) この請け負い人の交代によって、フッガーは遠く離れた異国での地代徴収の苦勞から免れたが、他方でスペインにおける債権の回収は困難になった。王室にとってもフッガーが請け負い人でなくなったことは不都合を生じたようである。H・アンジェロはアウクスブルクからカルロスの秘書に手紙を送って、皇帝がドイツにおける負債を返済し、弾丸と火薬を購入することが、どんなに困難になったことか、と記している。H. Kellenbenz, a. a. O. S. 257.

(7) この時期、すなわち一六世紀半ばは、スペイン(カステイリヤ)の経済の中心がブルゴスを中心とする北部から、マドリッドとセビーリヤを中心とする中・南部に移行する時期だといわれている。飯田敏彦「一六、一七世紀カステイリヤの羊毛貿易」(『社会経済史学』五八―五)

(8) 一五四六年六月にスペイン王室が計算して確認したところでは、フッガーに対する王室の債務は元本三二万四、〇〇〇マラベディ、利子一九万九、〇一一マラベディ、合計五二万三、〇一一マラベディ(約一、四〇〇ドゥカード)で、これは四七―五〇年のマエストラスゴで清算されることになった。

3 請け負いに関連する諸問題 (一)、領地管理。フッガー家によるマエストラスゴは、一面では、貸付金の回収

返済が土地所有という確実な財産によって保証されているという利点をもっていたが、他面では、フッガーという南ドイツの一企業が土地制度も租税制度も異なり、政治の手法も生活慣習も異なる異文化の国スペインで領地管理を引

き受けることには、さまざまな困難があった。そのため領地管理には、結局、多くのスペイン人の協力者を必要とした。⁽¹⁾

フッガー家のスペインにおける営業全般を統括する総代理人は、フッガー家の当主（一五二五年まではヤーコプ、以後一五六〇年まではアントーン）から全権を委任されてスペイン国王の宮廷に常駐し、国王の移動に随伴していたが、マエストラスゴ請け負いが始まると、スペイン各地に分散した領地の管理という問題が起こった。領地管理の責任者（Hauptfaktor）はカラトラバ修道会領内の中心地であるアルマグロに家を借りて駐在していた。ここには帳簿係や出納係、補助者がいた。⁽²⁾ある証言によると、第一回の請け負い（一五二五―二七年）の時にはJ・ライニングとW・ハラールが責任者で、彼らはアルマーデンのCh・ミューリッヒに地代の徴収を委任していた。一五二七年の決算からは、その他多くのスペイン人とイタリア人が地区ごとに地代徴収を委任されていたことが判る。たとえば、サンチャゴ修道会領のカンポ・デ・モンチエル地区についてはL・テンペラニ（メディナ・デル・カンポに住むフィレンツェ人）が、彼の死後にはP・デ・アルボランカ、G・デ・オヴィエド、H・バレステロスが地代の徴収を委任されていた。

第二回の請け負い（一五三八―四二年）の時にはフッガーの代理人として契約を結んだのはK・ヴァイラーであるが、当主のアントーンはマエストラスゴの仕事をS・クルツ（Sebastian Kurz）、J・デ・シューレン（Johann von Schüren, Juan de Xuren）およびJ・エステカー（Jörg Estequer, Jörg Stecher）に委任している。そのうちアルマグロ駐在の責任者はシューレンであった。彼はラインランドの出身でウィーンでフッガーの代理人をつとめ、ポルトガルで働いたこともある。スペインで地元的女性と結婚した。シューレンの下で帳簿を預かっていたのがH・シェドラー（Hans Schieder）で、一五二七年生まれ、一〇代でフッガーに雇われ、シューレンの娘エレナと結婚して五五年からシューレンの跡を継いでアルマグロのフッガー代理人になった。⁽³⁾アルマグロ在駐の代理人はドイツ人であったが、彼らと現地人

との仲介者をつとめたのはM・ゴンサレス (Martin González) で、彼は請け負いの当初からフッガーのために尽力した。のちに知識と経験を買われて宮廷で働くことになる。

第三回の請け負い(一五四九—五〇年)の時には、一五五三年のヴァルターの報告から明らかな限り、サンチャゴ修道会の領地ではC・デ・ヴィラカネスがオカーニャで、A・ベルトランの弟がクエンカで働き、カラトラバ修道会の領地ではJ・ヌニェス・デ・カストロがカンポで、G・ヌニェスとA・オルティスがカラトラバ・デル・アングルシアで、A・デ・ピリャリノヴァがツオリタで働き、アルカンタラ修道会の領地ではS・デ・メディナと、のちにM・デ・モンソンがセレナで、前述のG・デ・オビエドがアルカンタラで、P・ディアスがコルドバでフッガーのために働いていた。

代理人は請け負った領地のうち特定の地区については修道会の担当者に地代の徴収を委託していた。また、マエストラスゴ請け負いについては地代の未納その他のトラブルがかなり頻繁に起こっていたよう⁽⁴⁾で、その場合の訴訟が大変な問題であった。

(二)、アルマーデン水銀鉱山。請け負いの対象になったカラトラバ修道会の領地内には古代から知られている有名なアルマーデン水銀鉱山⁽⁵⁾があった。鉱山の経営は下請けに出されていた。鉱石の採掘はドイツ人技師の指導をうけて、人夫頭の坑夫 (Steiger) が数人の人夫を使って担当していた。地下水の汲み上げには七層構造の大きな揚水機も使用され、奴隷やガレー船送りの囚人、モリスコが揚水機の動力として使役されていた。

採掘された鉱石は坑道の近くの作業場へ運ばれ、ここで溶鉱のための準備作業が行なわれた。すなわち、細かく砕かれ、上部に隙間^{すきま}のできる凸型の陶製の壺に入れて密封された。一つの壺に約二七ポンドの鉱石が入り、この壺を一回に一八個、溶鉱所の炉に入れて一二時間ほどかけて溶解した。一回の溶鉱に一二〇アロバ(二四ツェントナー)の燃料

木材が必要で、溶鉱にかかった費用の約半分が燃料の木材の調達に支出されていた。溶鉱所では二人が働いており、そのうち四人は陶製の壺の製作に当たっていた。

アルマーデンはイドゥリア水銀鉱山（バルカン半島西部）と並ぶヨーロッパ最大の水銀鉱山で、この請け負い人はスペイン国内で水銀の生産と販売を独占していた。スペイン国内の関税も経営に關係する一切の租税も免除され、鉱山に対して民事・刑事の裁判権をもって治安を維持し、鉱山で働くために連れてきた新住民も一〇年間租税を免除された。周辺の森の木材は鉱山に使う場合に限って伐採が許され、運搬用の家畜の放牧も自由に認められていた。政府に責任のある事件で鉱山経営に損害を与えた場合には、政府が請け負い人に対して損害を保証しなければならず、溶鉱所の囲壁、特別な製造施設の新築、すべての施設の維持、二五万マラベディの新墾坑の費用などは、鉱山経営の責任者が必要と認めた場合には請け負い料から控除されることになっていた。

一五四二年の決算によると、一ツェントナーの水銀と辰砂の生産にかかった費用は、採掘と溶鉱が一〇ドゥカード、賃借料が四ドゥカード、合計一四ドゥカードで、これを二〇ドゥカードで販売したので、一ツェントナーについて六ドゥカードの利益があがっていた。昇汞（塩化水銀）の場合には同じく費用が一五⅓ドゥカードで、これを四五⅓ドゥカードで販売していた。年間生産量は水銀と辰砂を合わせて六〇〇—一、〇〇〇キントル間で、一五四二年までは増加の傾向にあった。⁶⁾ スペイン国内の消費量は二〇〇—三〇〇キントルで、国外ではポルトガル、ネーデルランド、ヴェネツィアへ送られていた。

一五四七—一五〇〇年間の生産量は表3のとおりである。この四年間にフッガーは三七六一キントル

表3 水銀と辰砂の生産量（1547-50年）

年	水銀		辰砂	
1547	1359	キントル 83	ポンド	} 395 キントル 77½ポンド
1548	1600	" 71	"	
1549	1724	" 57	"	
1550	622	" 41	"	

タル二七½ポンドの水銀と辰砂、六五三ツェントナーの昇汞を販売した。主な販路はリスボン、アントウエルペン、マルセイユ、ヴェネツィアであった。一五五一年末の在庫は水銀が二五四九ツェントナー、辰砂が六九一ツェントナー、昇汞が四五〇ツェントナーと報告されている。

(1) フッガーの領地管理機構は、修道会の管理機構と、管理が王室へ移管されてからこれを引き継いだ王室の管理機構の上に「かぶせた」ものであった。H. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht*, S. 106. ヘプラーはフッガーの領地管理が八地域に分かれ、それぞれの地域の責任者はスペインの役人であった」と述べている。K. Häbler, *Die Geschichte der Fuggerschen Handlung in Spanien*, S. 83.

(2) フッガーはアルマグロの町の救世主教会を修復し、何度も鐘、祭壇画、ミサ用の高杯などを寄進している。K. Häbler, a. a. O., S. 80f.; H. Kellenbenz, *Die Fugger in Spanien u. s. w.*, Bd. 1, S. 317—323.

(3) このハンス・シェドラーは、アlicanten (スペイン東部、地中海沿岸の港町) で南ドイツの大ラーフェンスブルク会社の代理人をしていたヨドクス・シェドラー (南ドイツ、ケンプテン出身) の親戚である。

(4) マエストラスゴ請け負い契約によってフッガーが獲得する地代は、一五一九年の皇帝選挙の時の貸し付け金の回収だけでなく、その後のアシエントによる貸し付け金の返済にも当てられていた。フッガーの営業資金はアシエントによる貸し付け、マエストラスゴによる回収・返済によって長期間スペインに縛られていたことになる。未回収金の詳細は不明であるが、一五四八年に代理人ヴァルターが計算したところでは第一回の請け負い期間 (一五二五—二七年) の未回収金が五万六九八マラベディ (約一、三六〇ドゥカード) あったという。また、一五五三年の計算では、第一回の請け負い期間中の未回収金が八件あったほか、第二回の請け負い期間中の分が一〇八万三、一七〇マラベディ (約一、九〇〇ドゥカード) あったということである。H. Kellenbenz, a. a. O., S. 275.

(5) アルマーデン水銀鉱山は古代から知られ、西ゴート時代に一時衰退したが、イスラムの時代に再建された。アルマーデンという地名もそれを表わしている。水銀は鏡や金細工、医療用にも使われていたが、一六世紀半ばに水銀アマルガム法がアメリカ新大陸の銀の精錬に導入されるまでは、主として辰砂 (染色材) をとるために採掘されていた。イタリアの高級毛織物の染色には欠かせなかった。

(6) 一五〇八年にスペイン国王の使節がポルトガルの宮廷で数ツェントナーの水銀を売った時、ポルトガル国王はメディナ・デ

ル・カンポの大手で水銀一ツェントナーに五〇〇〇マラベディ（約一三ドゥカード）、辰砂一ツェントナーに六〇〇〇マラベディ（約一六ドゥカード）を支払うよう命じたという。K. Habler, a. a. O., S. 92. キンタルは一〇〇キロであるから、当時の年生産量は六〇〇—一〇〇トン、一五四〇年代末で一七〇トンほどであった。ちなみに、一九六八年の世界総産額は八、八二〇トン、そのうち第一位のスペインの産額は一、九四四トンである。一五四三年五月に二つの坑道が崩壊して一人が死亡する事故が起こり、生産量は一時減少した。水銀アマルガム法が導入されてから新大陸では水銀の価格は高騰した。一五五八年にライザールは、インディアスから到着した船が伝えるところでは新大陸では水銀一キンタルが一五〇グルデン（一ツェントナーが約五四ドゥカード）で売られている、と報告している。H. Kellenbenz, a. a. O., S. 378-381.

以上のように、マエストラスゴは騎士修道会領の地代徴収の請け負い（総長に帰属する分）であるから、マエストラスゴの研究のためには、地代を生みだす修道会の土地所有と農業の実態が明らかにされねばならない。しかし、三修道会の領地の規模、領地内に定住する農民の数、農民層の土地保有の状態や農作業の方法、修道会領と隣接する世俗（王や貴族）領との関係や村落団体との関係などの点については、くわしいことは判っていない。

また、マエストラスゴによってフッガーがどれほどの利益をあげたか、という点も不明である。一五二七年の決算ではスペインでの営業はスペインの支店として一括されている。「負債」の項にはフッガーに対する債権者が二六件、三三万七、二一〇グルデン余、「資産」の項には少額の手形、現金と並んでフッガーに対する債務者が七三件、五〇万七、七五八グルデン余、記載され、合計すると資産（収入）の方が一七万三、六五九グルデン多い。負債と資産のどちらにも、一五二五—二七年度のマエストラスゴに関連すると思われる費用が多い⁽¹⁾。

マエストラスゴの決算としては、一五三八—四二年間の分（フッガーの二度目の請け負い期間）がケレンベントツの著書に付録として収録されている。二〇〇ページ近い長い決算書で、ここでその内容の詳細を紹介することはできないが、

「借方」(Carbo)欄の合計二億九、〇一七万七、七一〇マラベディ、「貸方」(Data)欄の合計二億九、〇六五万五、三七三マラベディ、したがって、四七万七、六六三マラベディ(約二、二七四ドゥカード)の貸方超過となっている。フッガーがこの分だけ多く支払っていたわけである。また、この期間のマエストラスゴについてフッガーの側で収支を計算したところでは、年々の収入が二二万四、一五二 $\frac{2}{3}$ ドゥカード、年々の費用が一五万二、〇〇〇ドゥカードで、利益を五一 $\frac{5}{8}$ %と見積っていた。⁽²⁾

また、一五四七—一五〇年間(フッガーの三度目の請け負い期間)の決算では、収入の合計が九〇万六、〇一一ドゥカード余、支出の合計が六八万八、三三四ドゥカード余で、差引二二万七、六七七ドゥカード余(三二 $\frac{1}{3}$ %)の利益であったが、債権の四分の一近くが未回収であったということである。⁽³⁾

いずれにしても、フッガーによるマエストラスゴの全容を解明するためには、これらの点が今後明らかにされねばならない。その意味で、本稿はマエストラスゴ研究の第一歩にすぎない。

- (1) J. Strieder, *Die Inventur der Firma Fugger aus dem Jahre 1527*, S. 64-65, 81-83. 拙著『フッガー家の遺産』一四二ページ。
 (2) H. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht (1525-1542)*, S. 182-375; Ders., *Die Fugger in Spanien und Portugal bis 1560*, S. 272-275.
 (3) A. a. O., S. 276.